

# 川西町第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画

(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

令和3(2021)年3月

川西町



## はじめに

本町では、平成19年3月に「川西町第1期障害福祉計画」を策定して以来、障害のある人が必要とするサービス提供の体制整備について取り組んでまいりました。障害福祉を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、家族形態の変化など、社会情勢の変動に伴い、ニーズも多種多様化しています。

国においても「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正により、障害のある人が自ら望む地域生活が送れるよう、また、日常生活や社会生活の支援による共生社会の実現を目的として、障害福祉サービスの拡充や支援体制の強化などの取り組みが一層進められています。

こうした情勢をふまえ、必要な障害福祉サービスが令和3年度以降も計画的に提供できるよう必要な質や量を確保するため、サービス利用における具体的な数値や目標を掲げるとともに、支援のための利用見込み量や方向性を示す「川西町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。「川西町第3次総合計画」の基本方針のひとつである「安心して暮らせるまちづくり」に基づき、関係機関や関係団体との連携をはかりながら障害のある人の自立を支え、安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、障害のある人もない人も共に支えあう豊かなまちづくり、地域づくりを目指します。つきましては、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご助言を頂戴した計画策定委員の皆さま、ヒアリング調査等にご協力頂きました皆さまに心より感謝申し上げます。

令和3年3月

川西町長 竹村 匡正



# 目次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障害者支援や障害福祉をめぐる動き	2
3. 計画の位置付け	4
4. 計画の期間	5
5. 障害のある人の定義	5
第2章 障害のある人を取り巻く状況	
1. 人口の推移	6
2. 障害者全体の状況	7
3. 身体障害者の状況	8
4. 知的障害者の状況	11
5. 精神障害者の状況	13
第3章 国の「基本指針」とサービス体系	
1. 国の「基本指針」	16
2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系	18
第4章 基本指針に基づく目標値	
1. 成果目標について	19
2. 成果目標に対する目標値	20
第5章 障害福祉サービスの見込みと確保策	
1. 訪問系サービス	24
2. 日中活動系サービス	26
3. 居住系サービス	28
4. 相談支援	29
5. 発達障害者等に対する支援	30
6. 精神障害に対する支援体制	32
7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み	35
8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み	36
9. 地域生活支援事業	38
第6章 障害児支援の見込みと確保策	
1. 障害児通所支援、障害児相談支援等	47
2. 子ども・子育て支援	49
第7章 計画の推進のために	
1. 計画の推進	50
2. 計画の評価	50
参考資料	
1. 川西町障害者計画等策定委員会設置要綱	51
2. 川西町障害者計画等策定委員会 委員名簿	52



# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1. 計画策定の趣旨

我が国における障害者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」）」に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成18（2006）年12月13日に国連総会において採択されました。日本は、翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このような様々な法整備や制度改革を経て、平成26（2014）年に条約に批准し、その後も国により引き続き障害福祉向上に向け、施策の見直しや新たな制度の検討が行われています。

本町では、平成30（2018）年3月に「川西町第3次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、様々な障害者施策を展開してきました。

これらのうち、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」（以下、「前期計画」という）の計画期間が令和2（2020）年度で終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本方向と見込みを改定する必要があります。

障害の重度化や重複化、障害者や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和3（2021）年度を初年度とする「川西町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

## 2. 障害者支援や障害福祉をめぐる動き

我が国の障害福祉制度は、平成 15（2003）年の「支援費制度」の導入により、行政が支援内容や事業者を決定する「措置制度」から、障害者自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

その後、平成 18（2006）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、平成 25（2013）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。また、平成 24（2012）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）」が、平成 28（2016）年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障害者の権利擁護が強く打ち出されました。

平成 28（2016）年には「発達障害者支援法」の改正法施行により、発達障害者の支援の一層の充実が掲げられました。平成 30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児サービスの提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成 30（2018）年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」施行、直近では令和 2 年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」）」の改正法施行等、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。



## 《障害者支援や障害福祉をめぐる動き》

年	内容
平成18 (2006) 年	障害者自立支援法の施行 (平成18年4月1日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約) を採択
平成19 (2007) 年	障害者権利条約に署名 (平成19年9月28日)
平成21 (2009) 年	障害者制度改革推進会議
平成23 (2011) 年	改正障害者基本法の施行 (平成23年8月5日)
平成24 (2012) 年	改正児童福祉法の施行 (平成24年4月1日) 障害者虐待防止法の施行 (平成24年10月1日)
平成25 (2013) 年	障害者総合支援法の施行 (平成25年4月1日) 障害者優先調達推進法の施行 (平成25年4月1日)
平成26 (2014) 年	障害者権利条約の批准 (平成26年1月20日)
平成27 (2015) 年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28 (2016) 年	障害者差別解消法の施行 (平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法施行 (平成28年4月1日) 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 (平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行 (平成28年8月1日)
平成30 (2018) 年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (平成30年6月13日) 障害者基本計画 (第4次計画)
令和元 (2019) 年	視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律施行 (令和元年6月28日)
令和2 (2020) 年	改正障害者雇用促進法の施行 (令和2年4月1日) 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 (令和2年6月19日)

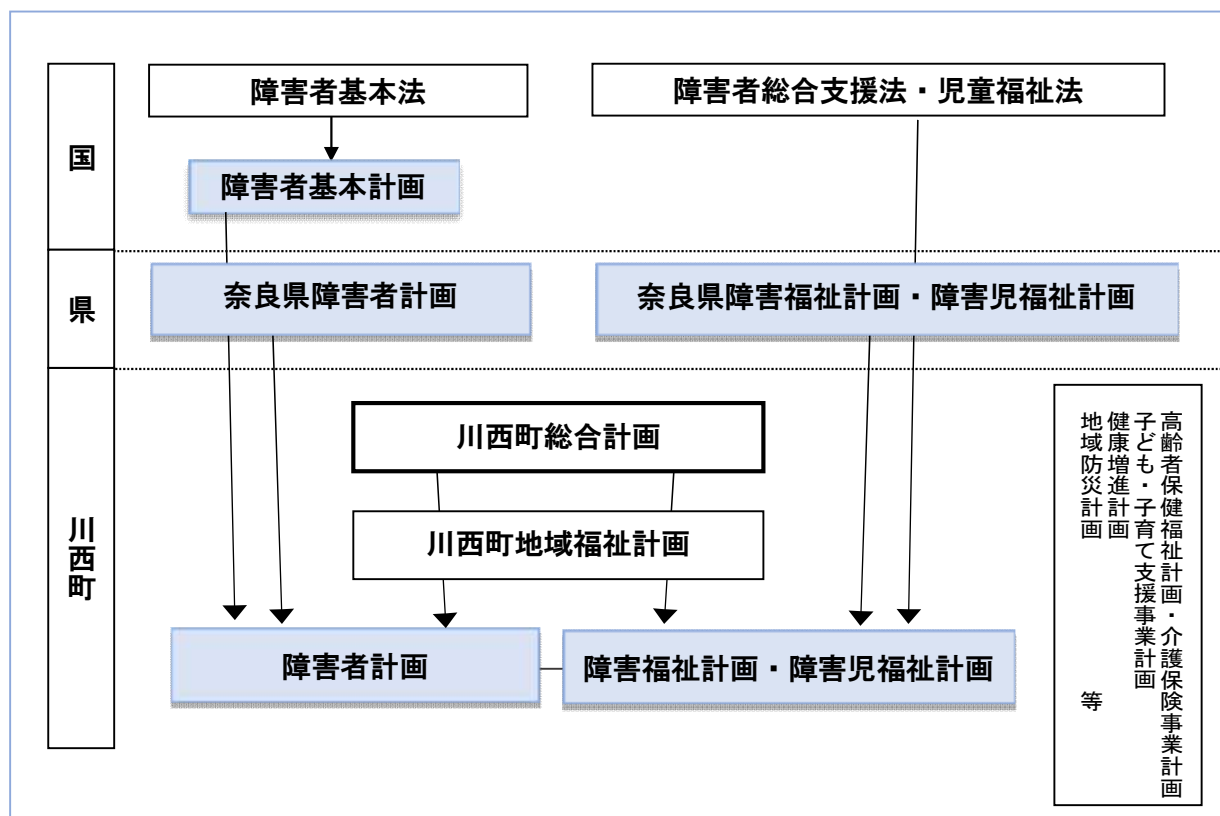
### 3. 計画の位置付け

#### ○ 障害福祉計画【3か年計画】

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき本町の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

#### ○ 障害児福祉計画【3か年計画】

障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。



## 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3年間です。なお、社会経済情勢の変化や国の基本指針等に従い、計画期間中に見直しを行う可能性があります。

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>第3次障害者計画 (6年間)</b>					
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		

## 5. 障害のある人の定義

本計画における「障害のある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる、身体障害、知的障害、精神障害があるため継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のいわゆる発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人についても本計画の対象者とします。

障害のある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。

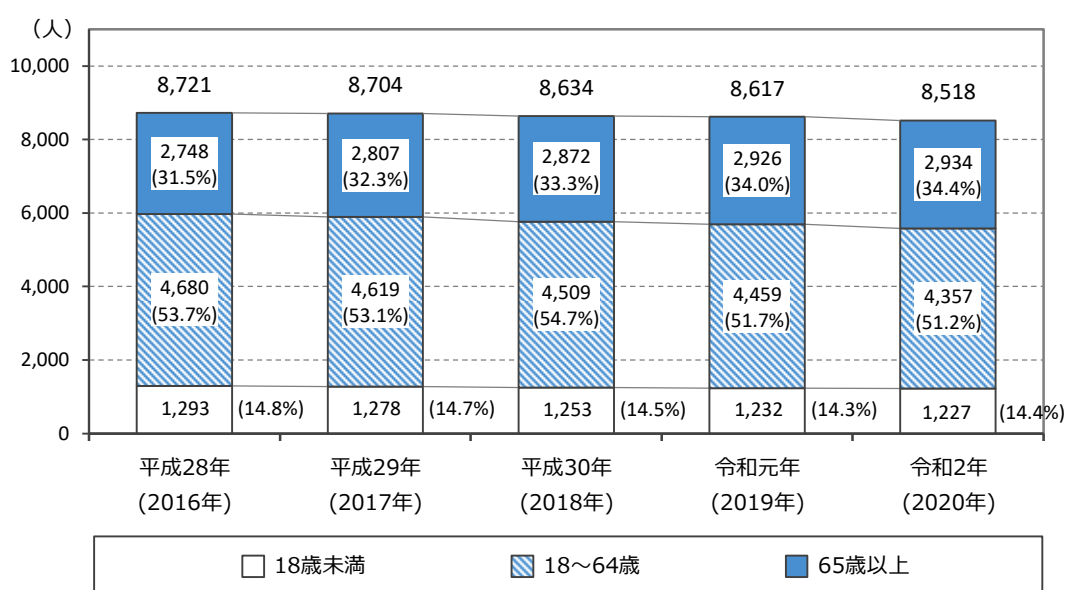
地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供を実施します。また、相互の機能連携による見守りの充実や、必要に応じ、より専門的な機関への相談調整を行う等、障害のある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障害のある人の地域での暮らしを支援します。

## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

### 1. 人口の推移

町の総人口は減少で推移していますが、高齢者（65歳以上）の人口は増加で推移しています。

◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆



(人)

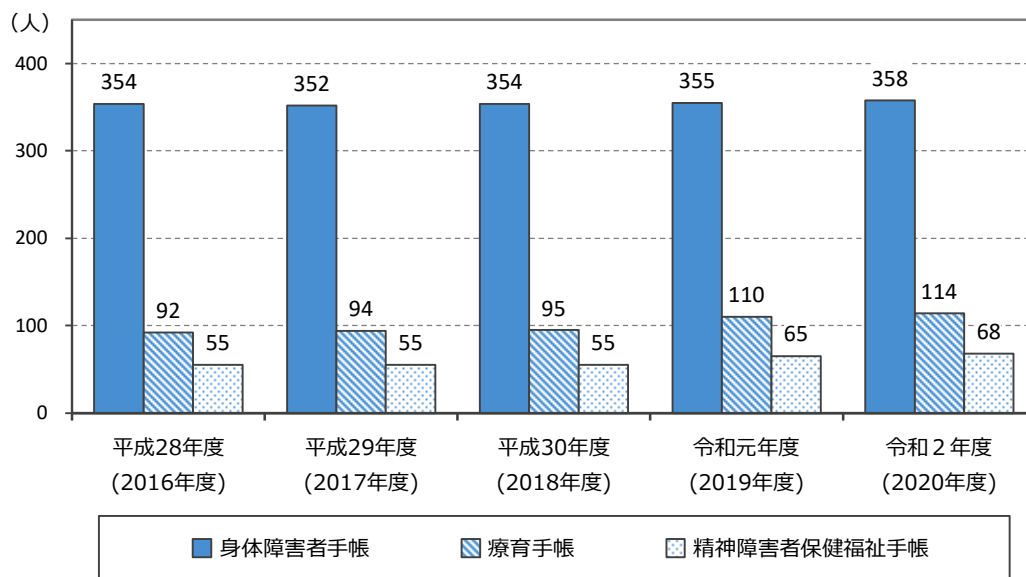
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
18歳未満	1,293	1,278	1,253	1,232	1,227
18~64歳	4,680	4,619	4,509	4,459	4,357
65歳以上	2,748	2,807	2,872	2,926	2,934
合計	8,721	8,704	8,634	8,617	8,518

資料：川西町（各年4月1日現在）

## 2. 障害者全体の状況

各手帳数の推移について、身体障害者手帳は横ばいで推移していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は増加で推移しています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆



(人)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
身体障害者手帳	354	352	354	355	358
療育手帳	92	94	95	110	114
精神障害者保健 福祉手帳	55	55	55	65	68
合計	501	501	504	530	540

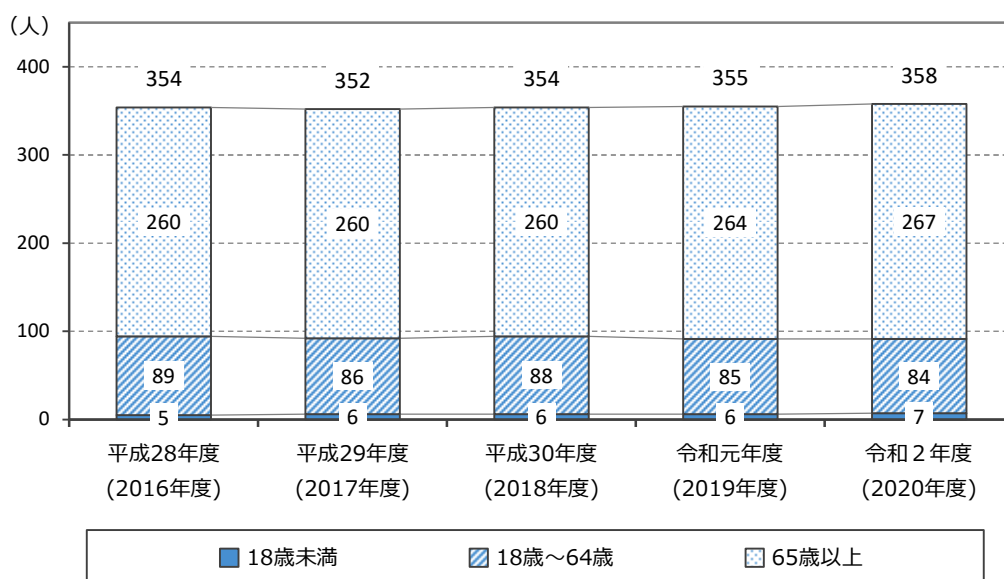
資料：川西町（各年4月1日現在）

### 3. 身体障害者の状況

#### (1) 年齢階層でみる身体障害者手帳所持者数

高齢者（65歳以上）が全体の約75%を占めており、18歳未満はわずかとなっています。

◆年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移◆



(人)

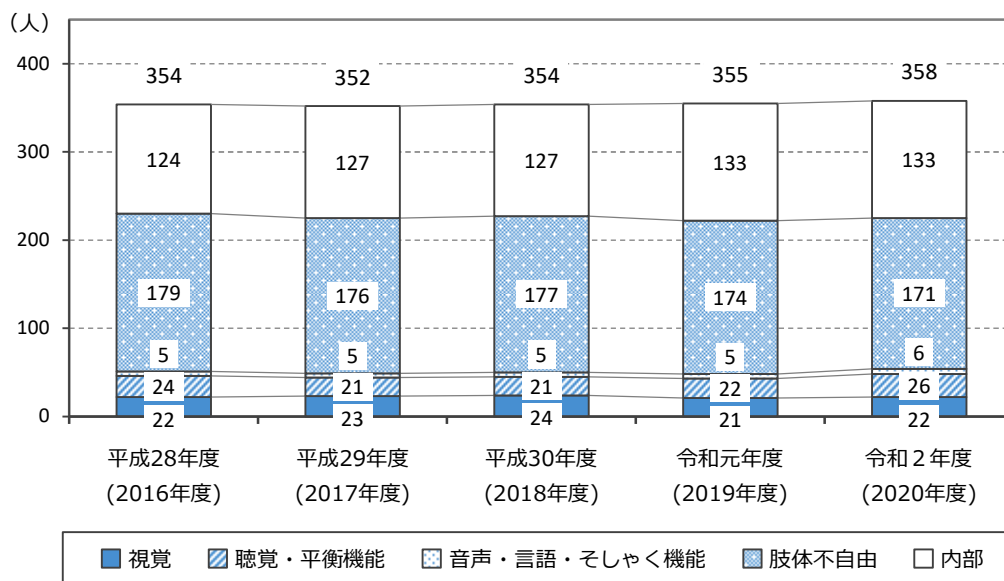
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
18歳未満	5	6	6	6	7
18～64歳	89	86	88	85	84
65歳以上	260	260	260	264	267
合計	354	352	354	355	358

資料：川西町（各年4月1日現在）

## (2) 障害部位でみる身体障害者手帳所持者数

障害部位別の推移を見ると、「内部」は増加傾向にあり「肢体不自由」は減少傾向にありますが、その他は概ね横ばいで推移しています。

◆部位別身体障害者手帳所持者数の推移◆



(人)

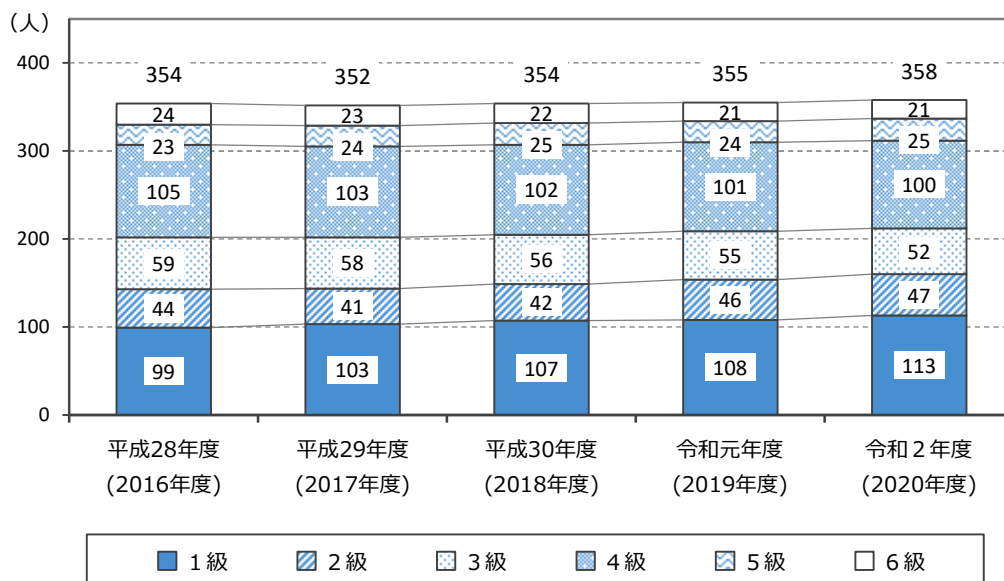
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
視覚	22	23	24	21	22
聴覚・平衡機能	24	21	21	22	26
音声・言語・そしゃく機能	5	5	5	5	6
肢体不自由	179	176	177	174	171
内部	124	127	127	133	133
合計	354	352	354	355	358

資料：川西町（各年4月1日現在）

### (3) 障害程度でみる身体障害者手帳所持者数

障害程度の推移を見ると、「1級」が増加傾向にあります、その他は概ね横ばいで推移しています。

◆等級別身体障害者手帳所持者数の推移◆



	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1級	99	103	107	108	113
2級	44	41	42	46	47
3級	59	58	56	55	52
4級	105	103	102	101	100
5級	23	24	25	24	25
6級	24	23	22	21	21
合計	354	352	354	355	358

資料：川西町（各年4月1日現在）

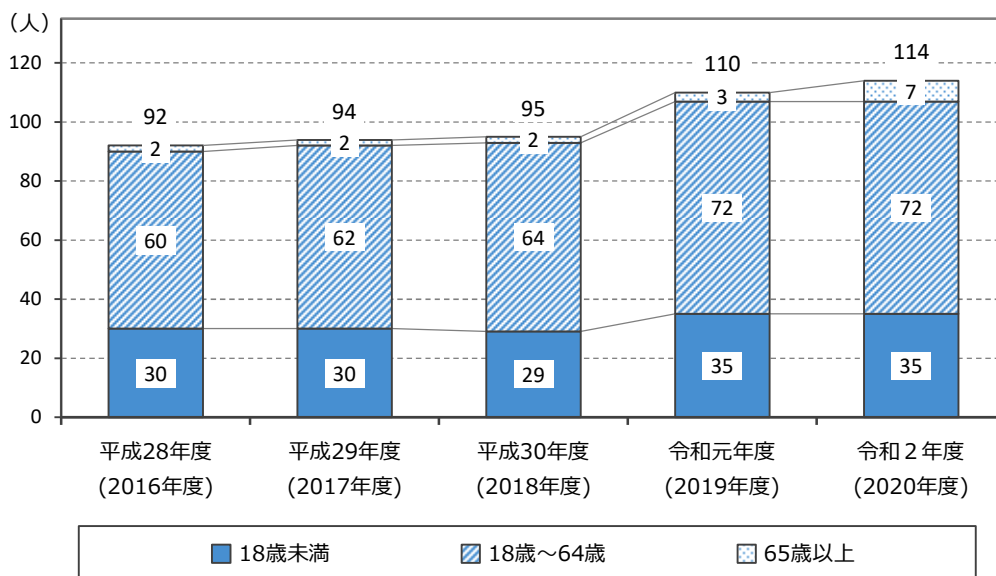


## 4. 知的障害者の状況

### (1) 年齢階層でみる療育手帳所持者数

18～64歳の割合が全体の6割以上を占めていますが、18歳未満も3割程度占めていることから、早期発見・早期療育に努める必要が見られます。

◆年齢階層別療育手帳所持者数の推移◆



(人)

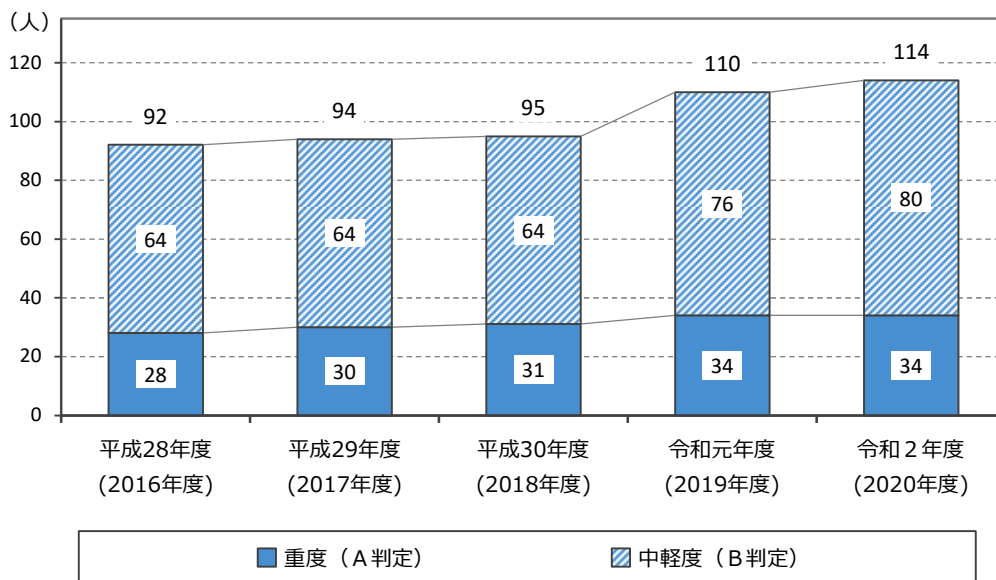
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
18歳未満	30	30	29	35	35
18～64歳	60	62	64	72	72
65歳以上	2	2	2	3	7
合計	92	94	95	110	114

資料：川西町（各年4月1日現在）

## (2) 障害程度でみる療育手帳所持者数

障害程度別の推移を見ると、いずれの判定も増加しています。

◆等級別療育手帳所持者数の推移◆



(人)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
重度 (A判定)	28	30	31	34	34
中軽度 (B判定)	64	64	64	76	80
合計	92	94	95	110	114

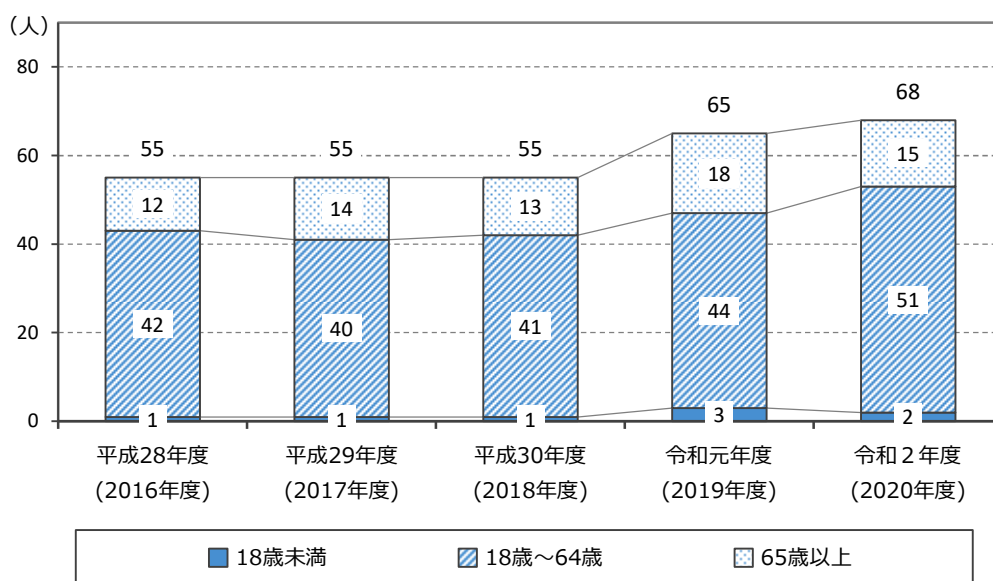
資料：川西町（各年4月1日現在）

## 5. 精神障害者の状況

### (1) 年齢階層でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

18～64歳の年齢層は、増加で推移しています。

◆年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移◆



(人)

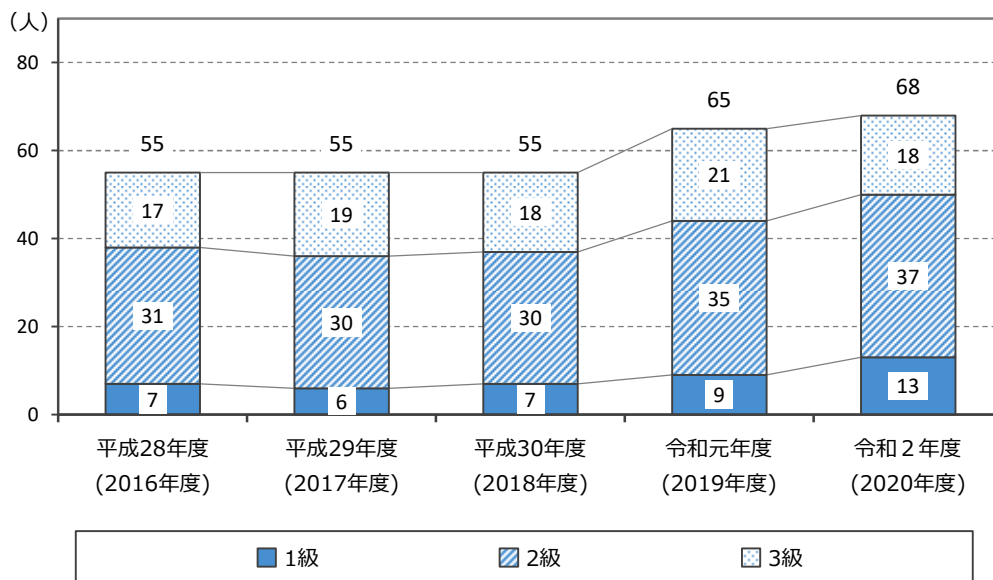
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
18歳未満	1	1	1	3	2
18～64歳	42	40	41	44	51
65歳以上	12	14	13	18	15
合計	55	55	55	65	68

資料：川西町（各年4月1日現在）

## (2) 障害程度でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

障害程度別の推移を見ると、「1級」と「2級」は増加しています。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移◆



(人)

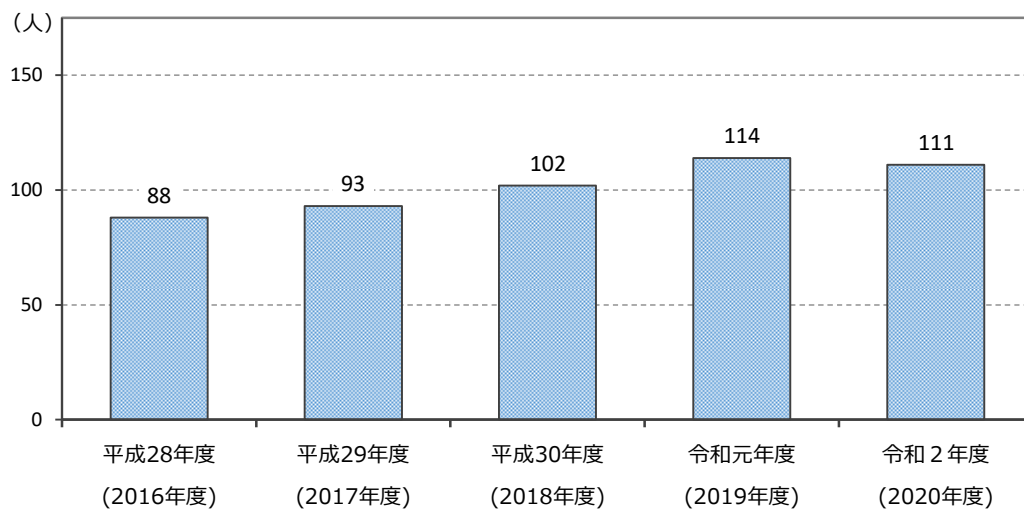
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1級	7	6	7	9	13
2級	31	30	30	35	37
3級	17	19	18	21	18
合計	55	55	55	65	68

資料：川西町（各年4月1日現在）

### (3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加で推移していましたが、令和2（2020）年度は減少しました。

◆自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移◆



(人)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
受給者数	88	93	102	114	111

資料：川西町（各年4月1日現在）

## 第3章 国の「基本指針」とサービス体系

### 1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という）は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本計画は令和2（2020）年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

#### ■障害福祉計画・障害児福祉計画の「基本指針」について

- ◎ 基本指針は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
- ◎ 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する。（今回の計画期間は令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

#### ■「基本指針」見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
  - ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実
  - ・ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加
  - ・ ギャンブル等の依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取り組み事項の追記
- 福祉施設から一般就労への移行等
  - ・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取り組みの一層の促進
  - ・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備の推進
  - ・ 地域共生社会の実現に向け農福連携の更なる推進と、多様なニーズに対応した就労支援として大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援を追記

○ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・ 包括的な支援体制の構築に取り組む必要性と、相談支援、社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施する新たな事業の活用も検討して体制整備を進めることを追記

○ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ 発達障害者等の家族等への支援体制の充実や専門医療機関の確保等について追記

○ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・ 難聴障害児の支援体制づくりの方向性を追記
- ・ 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を追記
- ・ 障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について追記
- ・ 自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について追記

○ 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みの推進

○ 障害者による文化芸術活動の推進

- ・ 関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取り組みの推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの設置推進を追記

○ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・ 多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集する取り組みについて追記

○ 障害福祉人材の確保

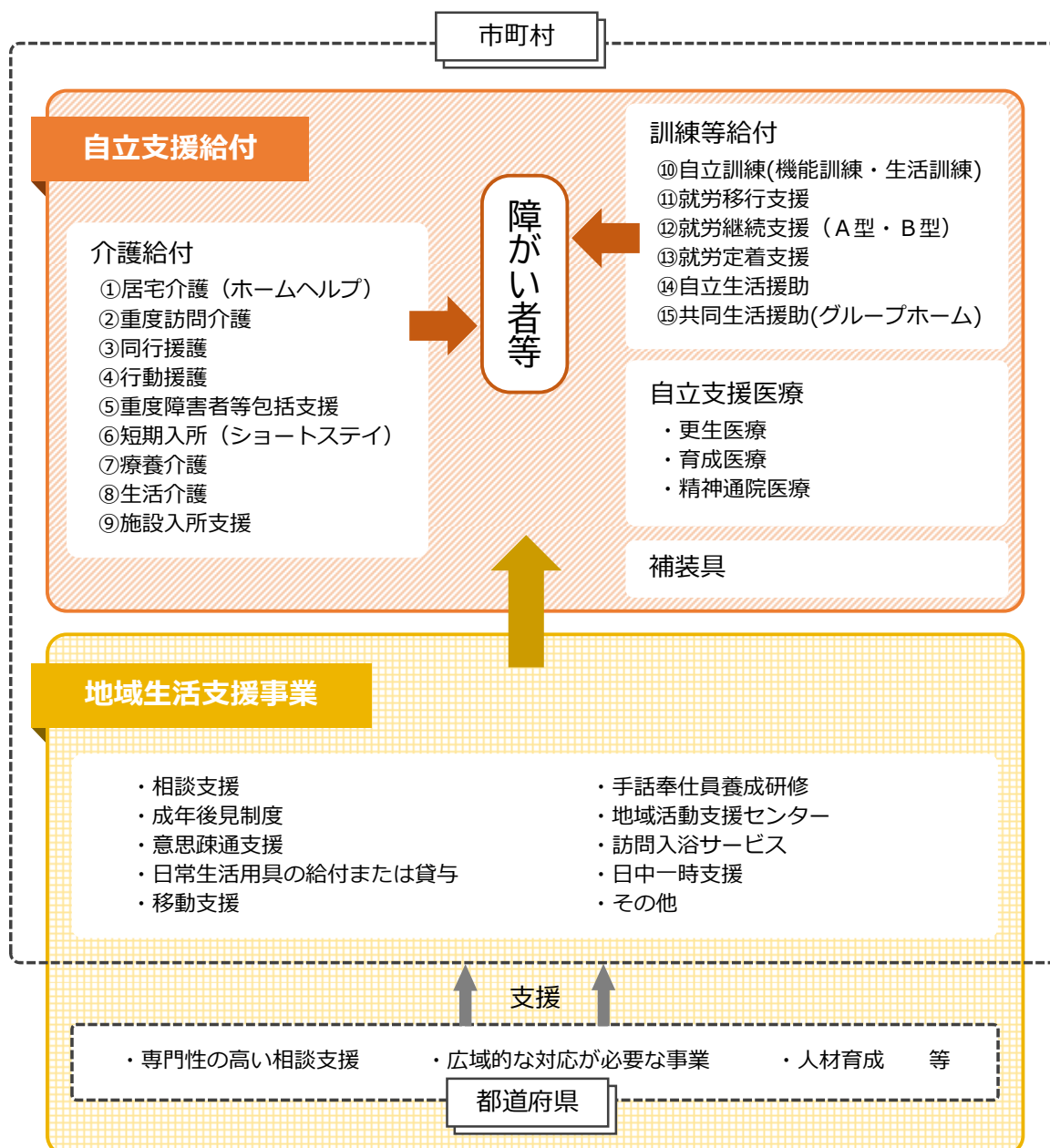
- ・ 将来にわたり安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保と人材を確保していく必要があることを追記
- ・ 人材確保のため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関する周知・広報の実施等、関係者が協力して取り組んでいく必要性を追記

## 2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

障害福祉サービス等は、障害のある人のそれぞれの障害程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

### ■障害福祉サービス等の体系（概念図）





## 第4章 基本指針に基づく目標値

### 1. 成果目標について

国の基本指針に示されている成果目標については、次の通りです。

#### ■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討
(2) 福祉施設入所者の地域生活への移行	令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点と比べて1.6%以上削減
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	令和5年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元年度実績の1.27倍以上（移行支援事業：1.30倍以上、就労A型：概ね1.26倍以上、就労B型：概ね1.23倍以上）
	令和5年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上
	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上
(4) 障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置
	令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保
	令和5年度末までに県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する別表に掲げる事項を実施する体制を構築

## 2. 成果目標に対する目標値

障害者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和5（2023）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

### （1）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点<sup>※</sup>について、全ての機能を持たせた拠点を一度に整備することは難しい状況ですが、関係機関や近隣自治体との協議により、既存の資源で対応可能なところから順次整備を行っていきます。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
地域生活支援拠点等（箇所）	1	1
年1回以上運用状況を検証・検討	実施	実施

#### ※「地域生活支援拠点」とは？

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制の整備を図るもので、その機能について、①相談（地域移行、親からの自立等）、②緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、③体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）が示されています。

### （2）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行するとともに、令和5年度（2023）末時点の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点と比べて1.6%以上削減する成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障害者で、家族も高齢化していることから地域移行の実現は厳しい見通しですが、自立支援協議会や関係機関等と連携して地域移行に向けた支援に努めます。

項目	令和元年度（現状値）	令和5年度（目標値）
地域生活への移行者数（人）	0	1
施設入所者数の削減見込（人）	0	1

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設から一般就労への移行

令和5（2023）年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元（2019）年度実績の1.27倍以上（移行支援事業1.30倍以上、就労A型概ね1.26倍以上、就労B型概ね1.23倍以上）とする成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

項目		令和元年度（現状値）	令和5年度（目標値）
年間一般就労 移行者数（人）	移行支援事業	0	1
	就労A型	1	1
	就労B型	0	1

#### ② 就労定着支援事業の利用者数

令和5（2023）年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	令和5年度（目標値）
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数（人）	1

#### ③ 就労定着率

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	令和5年度（目標値）
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所（箇所）	1

#### (4) 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある人を受け入れる川西町内の福祉事業所は、計画策定時点で10か所程度を把握しています。障害福祉には様々なサービスがあり、町内で全てのサービスを提供するには厳しい現状があります。近隣自治体や関係機関、県内事業所との連携により、受け入れ体制の構築を図りながら、現在、対象児童のいない重度心身障害児や医療的ケアの必要な児童の受け入れ体制の整備についても検討を進めます。

##### ① 児童発達支援センターの設置

実情に沿った支援体制のあり方について、今後も検討を進め、本計画期間内での支援体制整備をめざします。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
児童発達支援センター（箇所）	0	1

##### ② 保育所等訪問支援の充実

令和5（2023）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する成果目標については基本指針の内容を達成しており、今後も支援体制の維持・充実に努めます。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
保育所等訪問支援実施体制	実施	実施

##### ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5（2023）年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保する成果目標については、実情に沿った支援体制のあり方について、今後も検討を進め、本計画期間内での事業所の確保をめざします。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数（箇所）	0	1
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数（箇所）	0	1

#### ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、関係機関等との連携を図り、協議の場の設置及び医療的ケア児等へのコーディネーター配置に向けて実情に沿った支援体制のあり方について、今後も検討を進め、本計画期間内での設置・配置をめざします。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（箇所）	0	1
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（人）	0	1

#### （5）相談支援体制の充実・強化等

令和5（2023）年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する成果目標については、各項目における実情に沿った支援のあり方について引き続き検討し、相談支援体制の充実・強化に努めます。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
総合的・専門的な相談支援の実施	未実施	実施
地域の相談支援体制の強化	未実施	実施

#### （6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

令和5（2023）年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する成果目標については、サービス向上への体制構築に向けた検討を行っていきます。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	未実施	実施

## 第5章 障害福祉サービスの見込みと確保策

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次の通り設定します。

### 1. 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる支援を行うサービス。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を要する人に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や外出する際の必要な援護を行うサービス。
行動援護	知的障害や精神障害により常に介護を要する人に、行動の際に生じ得る危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護等を支援するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	人/月	12	12	12	12	13	13
	時間/月	154	165	212	219	227	235
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	3	3	2	2	3	3
	時間/月	20	19	16	18	21	25
行動援護	人/月	4	4	4	4	5	5
	時間/月	79	81	80	87	94	102
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【単位】人/月・・・1か月間のサービス利用総人数  
時間/月・・・1か月間のサービス利用総時間

## ■見込み量の確保策

訪問系サービスについては、過去の実績を踏まえて利用量を見込んでいます。

障害のある人の自己決定権を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、多様な事業者の参入を促進するとともに、今後のニーズに対応し新たな事業者の確保を進めるため、参入意向を把握していきます。

## 2. 日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常時介護を要する障害のある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うサービス。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために有期の訓練等を行うサービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のため、有期の訓練等を行うサービス。
就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人に、雇用契約の締結等による就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労定着支援	一般就労へ移行したのちの3年間、就労に伴う環境変化で生じる生活面の課題解決に対応するため、企業・関係機関との連絡調整等を行いながら就労定着に向けた相談支援等を行うサービス。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に日中、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護や日常生活上の援助等を行うサービス。
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気や家族の休養等のため、障害者が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。



## ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	人/月	22	24	22	23	24	25
	人日/月	408	454	443	478	515	555
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	0	1	1	1	1
	人日/月	1	0	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人/月	2	1	1	1	1	1
	人日/月	25	2	20	20	20	20
就労移行支援	人/月	2	1	1	1	2	2
	人日/月	27	18	10	11	20	25
就労継続支援A型	人/月	5	5	5	5	6	6
	人日/月	100	103	104	108	113	118
就労継続支援B型	人/月	12	16	17	17	18	18
	人日/月	208	257	282	303	325	349
就労定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1
療養介護	人/月	1	1	1	2	2	2
短期入所	人/月	13	17	12	12	13	13
	人日/月	67	67	50	55	60	65

【単位】人/月・・・1か月間のサービス利用総人数

人日/月・・・1か月間のサービス利用総人数での利用総時間

## ■見込み量の確保策

生活介護については、町内にサービス提供事業者があり、今後も障害のある人の日中活動の場として、必要なサービスの利用に対応できるよう努めます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、療養介護、短期入所については、広域的なサービス提供事業者の情報を収集し、必要なサービスの利用に対応できるようにするとともに、多様な事業者の参入を促進します。

また、就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）については、磯城郡地域自立支援協議会をはじめ、ハローワーク、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの構築を図り、障害のある人の就労支援と工賃の確保等も含めたサービス提供体制の整備を進めます。また、就労移行した人については、安定した就労を継続して築いていけるよう引き続き支援を行います。

療養介護は長期入院による医療的ケアが必要な重度の障害者であり、主として大規模な医療機関が実施主体であり既存施設の利用が中心となるため、事業を実施する医療機関との連携により、適切なサービスの提供に努めます。

短期入所（ショートステイ）については、サービス提供体制の整備を進めます。

### 3. 居住系サービス

区 分	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助やその他の日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自立生活援助	人/月	0	0	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	6	5	5	6	7	8
施設入所支援	人/月	6	6	7	7	8	8

【単位】人/月・・・1か月間のサービス利用総人数

#### ■見込み量の確保策

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。

障害のある人の住まいに関する問題の対応について、磯城郡地域自立支援協議会をはじめとする関係機関との連携のもとで検討を進めます。

## 4. 相談支援

区 分	内 容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、支給決定の参考とするサービス利用計画案の作成を行います。また一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障害のある人に対して、地域生活への移行準備や外出支援、住居の確保や関係機関との調整等を行い、退所・退院に向けた支援を行うサービス。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における相談やその他必要な支援を行うサービス。

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	人/月	7	8	10	10	10	10
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1

【単位】人/月・・・1か月間のサービス利用総人数

### ■見込み量の確保策

指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の指定を行い、適切なサービス利用計画等の作成について体制を整備します。

また、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者や単身の障害のある人等が、地域生活を維持・継続できる支援体制を整備します。

## 5. 発達障害者等に対する支援

### (1) パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
受講者数	人/年	0	0	0	1	1	1

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

#### ■見込み量の確保策

パARENTトレーニングとは、発達障害児の子どもをもつ保護者や養育者の方を対象に、子どもへのかかわり方や心理的ストレスの改善等をめざす家族支援のアプローチのひとつです。またパARENTプログラムとは、子どもや自分自身の行動を把握することで見えてくる保護者の認知的な枠組みを修正していくためのプログラムで、発達障害児に限らず、子育て支援全般に幅広く活用することができます。

パARENTトレーニング等の支援プログラムの実施については、川西町の実情を鑑み、磯城郡をはじめとする県内近隣自治体や奈良県と連携を図りながら体制整備に努めます。

### (2) パARENTメンターの人数

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
パARENTメンターの人数	人/年	0	0	0	1	1	1

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

#### ■見込み量の確保策

パARENTメンターとは、発達障害の子どもを育てた保護者が、同じ立場にある保護者等に対し、それまでの育児経験を生かした助言や情報提供を行う支援施策です。

パARENTメンターの養成については、川西町の実情を鑑み、磯城郡をはじめとする県内近隣自治体や奈良県と連携を図りながら体制整備に努めます。

### (3) ピアサポートの活動への参加人数

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
参加人数	人/年	0	0	0	1	1	1

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

#### ■見込み量の確保策

ピアサポートとは「仲間同士の支えあい」を意味し、専門家によるサポートとは違い、仲間同士が互いをサポートする仲間力に基づいて行われます。当町ではここ数年利用実績はありませんが、障害領域におけるピアサポート活動が広がりをみせていることから今後の利用が見込まれます。

## 6. 精神障害に対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障害のある人も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障害やアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

区 分		内 容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。
精神障害者の地域移行支援		現在利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の地域定着支援		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の共同生活援助		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の自立生活援助		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

## (1) 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

### ① 協議の場の開催回数

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
協議の場の開催	回/年	0	0	1	1	1	1

#### ■見込み量の確保策

保健・医療・福祉関係者による協議の場について、実状に応じた支援体制の構築に努めます。

### ② 協議の場への関係者の参加者数

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保健関係者	人/年	0	0	1	1	1	1
医療機関	精神科	0	0	1	1	1	1
	精神科以外	0	0	1	1	1	1
福祉関係者	人/年	0	0	1	1	1	1
介護関係者	人/年	0	0	1	1	1	1
当事者及び家族等	人/年	0	0	1	1	1	1

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

#### ■見込み量の確保策

実状に応じた支援体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者・介護関係者・当事者及び家族等による協議を開催し、重層的な連携に努めます。

### ③ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
目標設定及び評価の 実施回数	回/年	0	0	1	1	1	1

#### ■見込み量の確保策

保健・医療・福祉関係者・介護関係者・当事者及び家族等による協議の場において様々な検討を進める中で、精神障害のある人も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築するための目標設定と評価を行っていきます。

### (2) 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
精神障害者の地域移行支援 (利用者数)	人/年	0	0	1	1	1	1
精神障害者の地域定着支援 (利用者数)	人/年	0	0	1	1	1	1
精神障害者の共同生活援助 (利用者数)	人/年	0	0	1	1	1	1
精神障害者の自立生活援助 (利用者数)	人/年	0	0	1	1	1	1

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

#### ■見込み量の確保策

精神障害のある人は、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移と同じく、年々増加がみられます。障害福祉サービスの利用は、精神障害者保健福祉手帳所持者や自立支援医療（精神通院）受給者の全員が利用する訳ではありませんが、精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助について、精神障害のある人にも対応した支援体制の強化に努めます。



## 7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

区 分	内 容
総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みをそれぞれ設定します。

### (1) 総合的・専門的な相談支援

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総合的・専門的な 相談支援	回/年	0	0	1	1	1	1

#### ■見込み量の確保策

相談支援については、利用意向が高いため、ニーズの高まりを受けとめられる相談支援体制の充実に努めます。

## (2) 地域の相談支援体制の強化

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域の相談支援事業者 に対する訪問等による 専門的な指導・助言	件/年	0	0	1	1	1	1
地域の相談支援事業者 の人材育成の支援	件/年	0	0	1	1	1	1
地域の相談機関との 連携強化の取り組みの 実施	回/年	0	0	1	1	1	1

### ■見込み量の確保策

事業所に対する訪問等による指導・助言や相談支援専門員等の人材育成、行政と地域の相談機関との連携を図る取り組みの実施等により、地域における相談支援体制を強化することに努めます。

## 8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障害福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化をめざします。

区分	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

## (1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人/年	2	2	2	2	2	2

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

### ■見込み量の確保策

引き続き、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障害福祉サービスの質の向上につなげます。

## (2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	無	無	無	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1

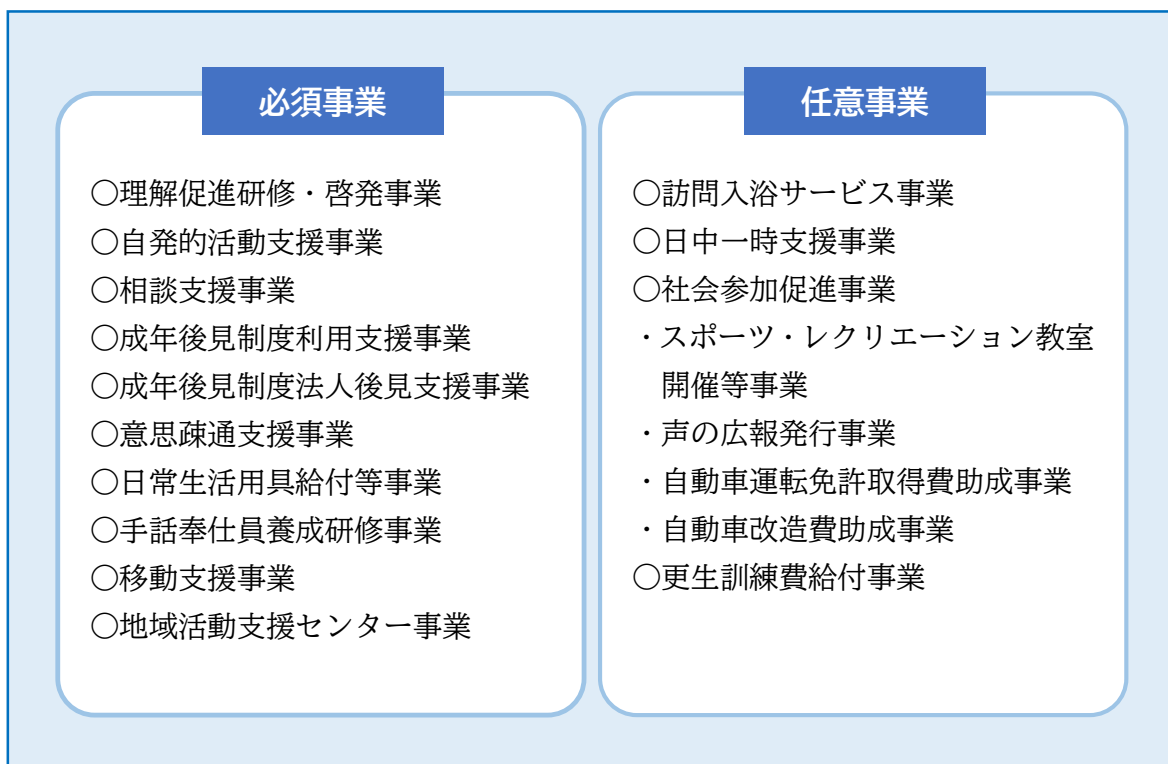
### ■見込み量の確保策

現在、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制はありませんが、令和5（2023）年度中に体制を構築することをめざします。

## 9. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体の実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本町では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

### ■川西町が実施する地域生活支援事業



#### 【単位について】

件/年・・・1年間のサービス利用総件数

人/年・・・1年間のサービス利用総人数

(48頁のみ1年度における配置人数)

人/月・・・1か月間のサービス利用総人数

日/月・・・1か月間のサービス利用総日数

時間/月・・・1か月間のサービス利用総時間

人日/月・・・1か月間のサービス利用総人数での利用総時間

## 【必須事業】

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### ■見込み量の確保策

必要に応じて、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

### (2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### ■見込み量の確保策

引き続き、障害のある人が自発的に行う活動を支援します。

### (3) 相談支援事業

障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### ■見込み量の確保策

障害者相談支援事業については、2箇所の事業者に委託して実施しており、今後ともこれらの事業者との連携を図りながら、障害のある人に必要な相談支援体制の充実を図ります。また、基幹相談支援センターについて、広域的な連携を模索しながら、設置の可能性について検討します。

地域自立支援協議会については、平成23(2011)年度から磯城郡3町合同で設立されており、引き続き相談支援機能のさらなる充実を進めます。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	1	1	1	1

#### ■見込み量の確保策

この事業の利用実績はまだありませんが、判断能力に不安がある障害者が自立した生活を安心して送ることが出来るよう、制度の情報提供や周知を図り、適切な利用につなげます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
成年後見制度法人 後見支援事業	件/年	0	0	1	1	1	1

### ■見込み量の確保策

法人の後見活動を支援するための支援体制の構築等を行い、支援事業の確保を図っていきます。

## (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
意思疎通支援事業	人/月	0	0	1	1	1	1

### ■見込み量の確保策

意思疎通支援者の技術及び知識の向上を目的とした研修の開催、手話奉仕員の養成講座の社会福祉協議会への委託、県等の開催する研修への参加等により、人材の養成・資質の向上と確保を図ることにより、意思疎通支援が必要な方への支援の充実を図ります。

## (7) 日常生活用具給付等事業

障害者等について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	1	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	0	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	1	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	322	359	413	466	526	593
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	0	1	1	1	1

### ■見込み量の確保策

障害者が安定した日常生活を送ることができるよう、給付対象者のニーズに配慮しながら、障害の特性に応じた適切な日常生活用具の給付又は貸与に努めます。



## (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することを目的とした事業です。

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話奉仕員養成研修事業（修了者）	人/年	0	0	0	0	0	3

### ■見込み量の確保策

この研修事業が2年と長期にわたることもあり、小規模自治体の当町では参加希望者が集まらないのが実状ですが、聴覚障害のある人との交流活動の促進、自治体の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修について周知徹底を行い、必要とする方に適切な支援が届くように努めます。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
移動支援事業	人/月	19	17	15	18	19	20
	時間/月	146	151	100	160	170	180

### ■見込み量の確保策

障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、移動支援を実施する多様なサービス提供事業者の確保を図ります。

## (10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障害者等の日中の居場所となる重要な役割を果たします。センターへ通所することで、家庭における介護の負担を軽減し、創作的活動、生産活動および相談等を通して自立と社会参加の促進を図ります。

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域活動支援センター	箇所	0	0	1	1	1	1
	人/月	0	0	1	1	1	1

### ■見込み量の確保策

障害のある人の社会との交流を促進するために、地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。

## 【任意事業】

### (1) 日常生活支援

#### ① 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ることを目的とするサービスです。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問入浴サービス事業	箇所	0	0	1	1	1	1
	人/月	0	0	1	1	1	1

#### ■見込み量の確保策

サービス事業所と連携して、必要な方へのサービス提供体制の維持に努めます。

#### ② 更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業は、就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人等に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るものです。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
更生訓練費給付事業	件/年	1	0	3	12	12	12

#### ■見込み量の確保策

本計画期間中は、年間12件の給付を見込んでいます。

### ③ 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
日中一時支援事業	日/月	6	6	4	6	6	6
	人/月	2	2	1	2	2	2

#### ■見込み量の確保策

障害のある児童の家族等からのニーズに対応して利用できるよう、必要量の確保に努めます。

### (2) その他の任意事業

社会参加促進事業は、スポーツ・レクリエーション教室等開催事業、声の広報発行事業、自動車運転免許取得・改造助成事業の実施により、障害のある人の社会参加を促進していくものです。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み				
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	21	18	中止	25	25	25
	声の広報発行事業	人/年	0	0	1	1	1	1
	自動車運転免許取得費助成事業	人/年	0	0	1	1	1	1
	自動車改造費助成事業	人/年	0	0	1	1	1	1

#### ■見込み量の確保策

障害者の社会参加に必要な事業のため、現状のサービスを維持することに努めます。

## 第6章 障害児支援の見込みと確保策

障害児支援を行うには、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障害児のライフステージに応じて、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障害児が障害児支援を利用することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本町では、障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障害児とその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。障害児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本町における障害児支援の地域支援体制を推進するとともに、本町の障害児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

### 1. 障害児通所支援、障害児相談支援等

区分	内容
児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	主に小・中・高・特別支援学校に就学する障害児に、放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害児の福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	人/月	10	10	8	9	10	11
	人日/月	53	50	50	59	69	79
医療型児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	1	1	1	1
放課後等デイサービス	人/月	34	33	36	38	39	41
	人日/月	307	307	283	290	298	306
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	1	1	1	1
障害児相談支援	人/月	5	3	6	8	10	12
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	0	0	1	1	1	1

## ■見込み量の確保策

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については増加傾向にあるため、事業所等と連携して、ニーズの高まりに応じた施設整備や受け入れ体制の構築を行ってまいります。

居宅訪問型児童発達支援は、現在のところ利用はありませんが、引き続き、支援体制について整備を行います。

医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、これまで対象事例がない当町の実情に沿った支援の在り方をふまえ、近隣自治体や関係機関、県内の事業所等と連携を取りながら体制の構築を進めます。

## 2. 子ども・子育て支援

本町では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と保育の量の確保、教育・保育の質の向上による子ども・子育て支援の充実をめざして「子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しています。

障害児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育所・幼稚園・認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障害児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められているため、その見込み量を次のように設定します。

### （1）保育所・幼稚園・認定こども園における障害児の受け入れ

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保育所・幼稚園・ 認定こども園	人/月	2	7	6	6	6	6

#### ■見込み量の確保策

保育所・幼稚園・認定こども園の通所・通園の対象となる児童は、集団保育が可能かつ日々通所できる児童としていますが、対象となる児童の受け入れ体制の充実に努めます。

### （2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害児の受け入れ

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
放課後児童クラブ	人/月	7	12	11	11	11	11

実績は各年度4月1日現在

#### ■見込み量の確保策

放課後児童クラブの入会の対象となる児童は、集団活動が可能な児童としていますが、対象となる児童の受け入れ体制の充実に努めます。

## 第7章 計画の推進のために

### 1. 計画の推進

#### (1) 地域での支援体制の推進

本計画の推進にあたっては、障害のある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障害のある人が社会で活動でき、障害という個性が活かされる環境づくりが必要です。

そのために、地域社会、学校、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図る必要があります。

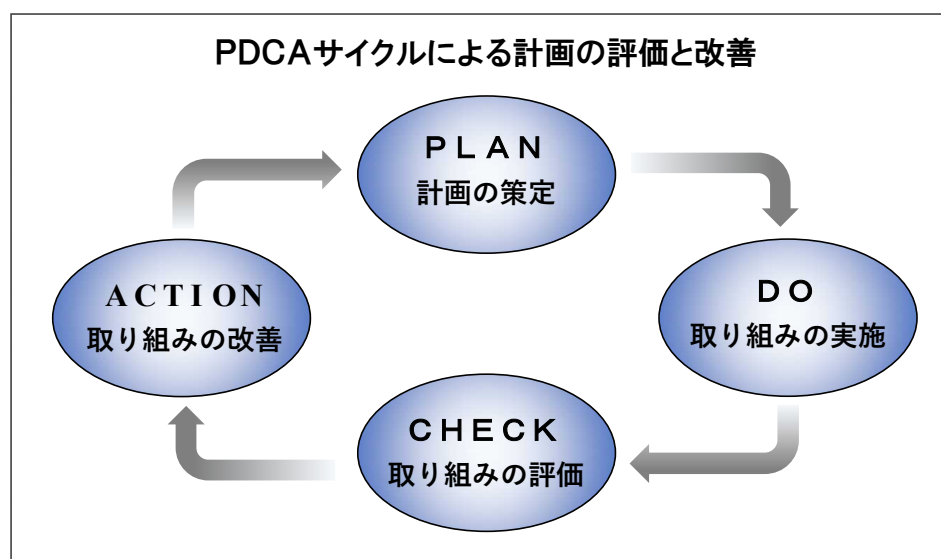
#### (2) 全庁的な推進体制の整備

本計画の実現に向けて、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

### 2. 計画の評価

障害者基本計画及び障害福祉計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て (Plan)、実行し (Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで (Check)、取り組みの改善・見直しを行う (Action)、PDCA サイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については策定委員会等にて行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、策定委員会において評価結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。





# 参考資料

## 1. 川西町障害者計画等策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく川西町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく川西町障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)を策定するため、川西町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他障害者計画等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 議会関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、町長が委員を委嘱又は任命した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、役職により委嘱されている委員がその役職を退いたときは、委員を辞職したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、副町長をもって充てる。

2 会長は、会務を掌握する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部健康福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

2 川西町障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成20年12月1日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 2. 川西町障害者計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

役職等	委員氏名	備考
川西町議会厚生委員長	寺澤 秀和	①議会関係者
川西町社会福祉協議会事務局長 (町委託一般相談支援事業所)	中川 悟士	②学識経験者
社会福祉法人萌 いろは所長 (町委託一般相談支援事業所)	高橋 健太	
二階堂養護学校小学部主事	辰巳 武志	
川西町教育長	橋本 宗和	
川西幼稚園園長	福田 奈美	
川西町医師代表	池田 富一	③関係団体の代表者
民生児童委員協議会会長	島田 利級	
川西町身体障害者(児) 福祉協会会長	入口 芳一	
川西町知的障害者の会 (コスモスの会) 代表	山岡富美子	④その他(住民代表)
川西町自治連合会長	吉村 勝	
川西町ボランティア連絡協議会 代表	松波 芳子	
川西町副町長	森田 政美	会長

---

## 川西町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発 行：川西町役場

編 集：健康福祉課

住所：〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎28番地の1

TEL：0745-44-2211 FAX：0745-44-4780

発行年月：令和3年3月

---